

(写)

学 通 第 1 号
令和 7 年 9 月 19 日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会長 高妻 紳二郎



通学区域の一部変更について（答申）

令和 7 年 8 月 28 日付、教計 2 第 41 号で諮問を受けた標記の件については、
下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係
地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の一部変更
を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 東箱崎小学校及び箱崎小学校の通学区域の一部変更について

（1）変更内容

東箱崎小学校の通学区域のうち、都市計画道路の堅粕箱崎線から南側
（箱崎六丁目 10 番及び 19 番の一部）を箱崎小学校の通学区域に変更する。

（2）実施時期等

令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

2 附帯意見

今回、東箱崎小学校及び箱崎小学校以外の通学区域の見直しは諮問されて
いないが、学校規模適正化の観点から答申に際して附帯意見を付すもの。

- ・ 今後、通学区域については、当該 2 校区のみならず過大規模校である
隣接校区を含めた協議にも着手し、課題解決に努めること。
- ・ 住宅開発等に伴う児童数の増加に対応するため、校舎の新增設の見通し
を早めに立てて通学区域の変更も含めた教育環境の確保に努めること。